ニ～ヘ　（略）

二　（略）

2　（略）

（届出事項等）

第二百三十一条　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十二条各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第九十七条第三号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

二・三　（略）

四　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第九十七条第九号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

五～二十二　（略）

2～5　（略）

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（連合会の子会社の範囲等） **第八十八条**　（略） 2　法第百条の三第四項第二号の農林水産省令で定める業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。 一～十八　（略） 十九　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この号において同じ。）の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。）の動向をいう。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。）の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務 二十～二十七　（略）	（連合会の子会社の範囲等） **第八十八条**　（略） 2　法第百条の三第四項第二号の農林水産省令で定める業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。 一～十八　（略） 十九　投資助言業務又は投資一任契約に係る業務 二十～二十七　（略）

ニ～ヘ　（略）

二　（略）

2　（略）

（届出事項等）

第二百三十一条　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十二条各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

二・三　（略）

四　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条第九号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

五～二十二　（略）

2～5　（略）